

三重県議会における三重県手話言語条例に基づく取組について

平成30年 5月

平成28年 6月30日に議員提出議案として制定し、平成29年 4月 1日から全面施行された「三重県手話言語に関する条例」について、三重県議会としての取組状況は、次のとおりとなっています。

| 取組区分 | 平成29年度までの取組 | 平成30年度の取組予定 | 平成31年度以降の取組予定 | 担当課 | 根拠規定 |
|---------------------------|---|--|---------------|-------|----------|
| 1 本会議、委員会、議長定例会見等における手話通訳 | | | | | |
| 本会議、委員会 | 平成15年第1回定例会から、本会議の代表質問、一般質問の際、手話通訳者2名が待機（午前10時から11時までの間）し、希望者に対して手話通訳を行っている。 また、上記以外でも希望があれば、事前申込により手話通訳者、要約筆記者の配置を行っている（委員会も同様に配置）。 | 引き続き実施 | 引き続き実施 | 議事課 | 条例第8条第1項 |
| 本会議のテレビ・インターネット中継 | 本会議におけるテレビ・インターネット中継映像への手話通訳の挿入を試行的に実施し、その結果を評価・検証した。 | 平成29年度の検討結果を踏まえて、本会議の代表質問並びに予算決算常任委員会総括質疑におけるテレビ、インターネット中継映像への手話通訳の挿入を実施 | 引き続き実施 | 企画法務課 | 条例第8条第1項 |
| 高校生県議会 | 平成26年 8月及び28年 8月に実施した「みえ高校生県議会」において、議場の議席前方に手話通訳者を配置して、手話を言語とする参加高校生に対して手話通訳を行った。 | 高校生県議会の実施の際に、議場のスクリーンに手話通訳を挿入した映像を配信 | （高校生県議会の実施未定） | 企画法務課 | 条例第8条第1項 |

| 取組区分 | | 平成29年度までの取組 | 平成30年度取組予定 | 平成31年度以降取組予定 | 担当課 | 根拠規定 |
|------------------|--------------------|---|--|---------------|-------|-----------|
| 高校生県議会のインターネット中継 | 高校生県議会のインターネット中継 | 平成28年8月に実施した「みえ高校生県議会」の録画中継において手話通訳を挿入し、三重県議会のホームページでインターネット配信を実施した。 平成30年度以降の本会議中継等での手話の導入についての検討と合わせ、平成30年度以降の高校生県議会での手話通訳についても検討した。 | 平成29年度の検討結果を踏まえて、「みえ高校生県議会」におけるインターネット中継映像への手話通訳の挿入を実施 | (高校生県議会の実施未定) | 企画法務課 | 条例第8条第1項 |
| | 議長定例記者会見のインターネット中継 | 平成29年2月の議長定例記者会見から手話通訳を実施した。 | 引き続き実施 | 引き続き実施 | 企画法務課 | 条例第8条第1項 |
| 2 事務局職員の手話に関する研修 | | 平成29年1月及び平成30年1月に、議会事務局職員研修として、手話についての基本的理解、手話の入門演習を内容とした研修を実施した。 なお、議員においては、平成28年11月に手話についての基本的理解、手話の入門講座を内容とした勉強会を実施した。 | 引き続き職員研修を実施 | 引き続き職員研修を実施 | 総務課 | 条例第10条第2項 |

(参考) 三重県手話言語条例

第8条第1項

県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

第10条第2項

県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。